　　地保第３６９５号

令和７年３月４日

各病院・診療所 管理者　様

大阪府健康医療部保健医療室長

（ 公 印 省 略 ）

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等

に関する法律」の施行について（協力依頼）

日頃から大阪府健康医療行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くご礼申し上げます。

さて、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和６年法律第70号。以下「法」という。）」が令和６年10月８日に成立し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則」（令和６年内閣府令第114号）等とともに、令和７年１月17日に施行されました。

今後、本府といたしましては、対象となる方からの請求に基づき、補償金等の支給事務を行うこととなりますが、本法の円滑な施行にむけて、下記の事項につき、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いします。

記

１．請求者に係る記録の調査等

補償金等支給の認定の判断は、請求者から提出のあった請求書その他の書類に加え、請求者が当時、優生手術等を受けたことについて、都道府県や関係機関に残っている記録、又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録等に基づいて行うことになります。

旧優生保護法が施行されていた当時、国内の医療機関においては、優生手術に係る都道府県優生保護審査会への申請や、優生手術等が行われていた事実が認められることから、請求者について、都道府県優生保護審査会への申請記録や手術にかかるカルテ等の記録が医療機関に残っている可能性があります。

本府が平成30年度に実施した調査において、府内の行政機関及び医療機関には記録が残っていないことがわかりましたが、医療機関に記録が残っていなくても、在職している医師や職員から当該請求者に係る優生手術の実施に関する事実の聴取が得られるのであれば、認定にあたっての重要な判断材料となります。

実際の医療機関への調査の依頼については、請求を受け付けた本府から個別の請求者ごとに行われます。そのため、実際の調査は、具体的に優生手術等が行われた時期が特定されている中、その範囲内で行っていただくことが基本になりますので、請求を受け付けた本府から個別の請求者ごとに行われます。そのため、本府より調査依頼をお願いした際には、可能な限り速やかに調査し、ご回答いただきますようご協力のほどよろしくお願いします。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第18条第３項第１号及び第27条第１項第１号による「利用目的の制限」や「第三者提供の制限」に係る適用除外となります。

２．診断書作成等

（１）受診者への配慮等

法施行規則において、本補償金等を請求する際には、請求者は、「請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書」を請求書に添付することとされていますが、心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能とされています。

しかし、優生手術などを実施した記録が残っていない場合等においては、診断書は補償金等支給認定にあたっての重要な資料になることから、心理的な抵抗がありながらも医療機関を受診される請求者が相当数見込まれます。また、対象となる方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることも想定されることから、各医療機関におかれまして、こうした点を踏まえつつ、診断書の取得のために受診する請求者に対しましては、特段の配慮をお願いいたします。なお、診断書作成にあたっては、こども家庭庁が作成した「医師のみなさまへのお願い」（別添１）をご参照ください。

（２）診断書の備付け

こども家庭庁において作成された診断書の様式（別添２）については、本府の請求受付窓口に備え付け、対象者の方にお示ししているところですが、各医療機関におかれましても、必要に応じてご活用ください。

（３）診断書の作成料等

診断書の作成に関しては、補償金等の支給認定がなされた場合、請求者に対し、診断料及び診断書作成料が支払われます。請求者が診断料及び診断書作成料の支払いを受けるにあたっては、請求書提出の際に、これらの額等が記載された支給申請書を添付する必要があります。これについても、こども家庭庁で作成された様式（別添３）を、本府の請求受付窓口に備え付け、対象者の方にお示ししておりますので、各医療機関におかれましては、必要に応じてご活用ください。

国から請求者に対して支払われる診断書の作成にかかる費用の上限は、施行規則において、「診断料」については健康保険の診療方針及び診療報酬の例により算定（※）されるものとし、「診断書作成料」については５千円とされています。なお、不認定となった場合の請求者への支払いは行われませんので、御承知置きください。

（※）「診断料」は診療報酬点数表における初診料の所定点数相当額（令和６年６月１日時点の診療報酬点数表では2,910円）まで公費負担の対象となります。

３．制度の周知

法において、国及び地方公共団体は、補償金等の支給手続き等についての周知を行うこととされていますが、その際には、関係者の協力を得て行うこととされています（別添４）。支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。各医療機関におかれましても、例えば、リーフレットの配布、本府の担当窓口の案内等、サポート弁護士制度を含めた制度の周知にご協力いただきますようよろしくお願いします。

また、個別通知についても、国からの依頼に基づき、今後、御協力をいただくことが想定されますので、よろしくお願いします。

＜添付資料＞

別添１：医師のみなさまへのお願い

別添２：旧優生保護法補償金等支給請求に係る診断書

別添３：旧優生保護法補償金等支給請求に関する診断料等支給申請書

別添４：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する

法律関係資料（通知・関係法令）